



尼子育第400号

尼教幼第10001号

平成25年4月23日

諮 問 書

尼崎市子ども・子育て審議会会長 様

尼崎市長 稲村 和美



尼崎市教育委員会

委員長 濱田 英世



子ども・子育て支援新制度について(諮問)

急速な少子化の進行や待機児童の問題、また、子ども・子育て支援の質・量がともに不十分といった様々な課題に対応するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月10日に成立いたしました。

市町村は、この子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度の実施主体としての役割を担い、現時点で予定されている平成27年4月の本格施行に向け、子ども・子育て支援事業計画の策定をはじめとする様々な準備を進めることが求められております。

こうしたことから、本市の子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、次の項目について、児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、尼崎市子ども・子育て審議会に対し、諮問いたします。

- 1 尼崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 2 尼崎市の就学前の子どもの教育・保育のあり方について
- 3 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の各種施設等の認可基準及び給付の対象施設等としての確認基準のあり方について
- 4 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担について

以 上

平成25年4月

諮問の趣旨

本市では、平成21年12月に「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すとともに、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)」(平成22年3月策定)に基づき、次代を担う子どもの育成と子育て家庭への支援を進めるなど、様々な施策を推進しております。

そのような中、国においては、少子化や待機児童の問題、また、子ども・子育て支援の質・量がともに不十分といった様々な課題に対応するため、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を趣旨とする子ども・子育て関連3法が平成24年8月10日に成立いたしました。

これらの法に基づく新たな制度では、認定こども園、幼稚園、保育所という既存の施設を継続しつつも、これらの施設を通じた共通の給付である「施設型給付」により、幼児期の学校教育・保育に係る財政措置の一本化が図られるほか、小規模保育などの「地域型保育給付」が創設されております。また、「幼保連携型認定こども園」を単一の施設として新たに定義するなど、認定こども園制度が改善されております。

市町村は、この新たな制度の実施主体としての役割を担い、現時点で予定されている平成27年4月の本格施行に向け、保育所や児童ホームの待機児童の解消、小学校への滑らかな接続に向けた連携、子育てに対する保護者の不安の軽減や情報提供などの様々な課題に適切に対応することが求められております。

こうしたことから、本市の地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業計画の策定、また、その内容として、計画に先立ち必要となる就学前の子どもの施設や事業に対する市の基本的な考え方等、さらに、各種施設等の認可基準及び給付の対象施設等としての確認基準のあり方や利用者負担について、児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、尼崎市子ども・子育て審議会に対し、諮問するものです。

以 上